

消防法に基づく危険物取扱者保安講習の受講について依頼文(名簿の加除訂正方法)

Q4-1 消防法に基づく危険物取扱者保安講習の受講について依頼文が届いたが、名簿はどのように管理されているのか

A 前年度末時点の当連合会の危険物保安講習受講履歴をもとに、従業員の方が継続して危険物を取扱っているものと仮定して作成しています。受講期限の注意喚起の意味で年に一度通知しています。

Q4-2 消防法に基づく危険物取扱者保安講習の受講について依頼文が届いたが、名簿に転勤、退職者が記載されているので訂正して欲しい。

A 名簿の取扱者氏名左側に×印を付けて下さい。(取り消し線を引かないで下さい。)

Q4-3 消防法に基づく危険物取扱者保安講習の受講について依頼文の名簿に新たな取扱者を追加したい。

A 茨城県で受講いただければ次回の名簿に載りますので報告の必要はありませんが、記載を希望する場合は、名簿の余白又は別紙に取扱者氏名、作業に従事することとなった日を記入のうえ、免状の表面の写し及び最終受講日がわかるもの（免状の裏面の写し、オンライン受講証明書又は修了証の写し）を添付して下さい。

Q4-4 消防法に基づく危険物取扱者保安講習の受講について依頼文が届いたが、施設の住所が変わっている、危険物施設を廃止している。

A 住所が変わった場合は変更後の住所を、危険物施設を廃止した場合は「廃止」と名簿の余白に記入して下さい。

Q4-5 消防法に基づく危険物取扱者保安講習の受講について依頼文を個人宛てに送付して欲しい。

A 現在危険物取扱事業所のみに送付で個人には送付しておりません。